

有田川町地域福祉活動計画

＜平成27年度～平成33年度＞

平成27年12月

社会福祉法人有田川町社会福祉協議会

はじめに

この計画は、「地域福祉を創りだしていく主体は地域住民である」ことを基調とし、地域住民、行政、関係機関・団体、社会福祉協議会が協働しながら取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定めたものです。また、有田川町地域福祉計画と連動しており、町が行ったアンケート結果を参考にしています。前回平成19年に策定した、有田川町地域福祉活動計画を継承しつつ、現時点での考え方や目標をまとめています。

社会福祉協議会は、地域福祉のけん引役としての役割が期待されています。その中で、住民の福祉課題をしっかりと把握し地域で安心した生活が送れるよう、一人ひとりの生活を総合的に支援していく事が重要です。さらに、住民の地域福祉に対する意識を高めて自発的に行動しやすい環境をつくり、誰もが安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」に取り組んでいきます。

策定にあたり、地域住民のみなさん、行政、関係機関・団体の声をいただいて検討してまいりました。皆さまのおかげをもちまして「有田川町地域福祉活動計画」は完成いたしました。今後、この計画を拠りどころに多くの関係者が具体的な地域福祉活動に取り組み、社会福祉協議会の基本理念である「みんなが支えあい住み慣れた地域社会で安心して暮らせる福祉のまちづくり」が大きく広がることを願っています。そのためにも社会福祉協議会に対しまして、ご意見ご協力を賜るとともに、地域福祉推進に向けてともに歩んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成27年12月

社会福祉法人有田川町社会福祉協議会
会長 中山正隆

目次

第1章 基本的な考え方	1
1. 計画策定の背景等	1
2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係と法的根拠	1
3. 地域福祉活動計画の必要性	1
4. 本活動計画の基本理念	2
5. 計画の構成	2
6. 活動の期間	2

第2章 重点項目とアクションプラン	3
1. 重点項目	3
2. アクションプラン	5

基本目標1

安心・安全な仕組みづくり	5
① きめ細かな情報の発信・共有	5
① 広報紙の発行	5
② 福祉サービスの相談窓口の充実	7
② 心配ごと相談、法律相談・公証人相談	7
③ 社会福祉に関わる従事者の資質向上と人材確保、苦情を受け止める体制の整備	9
③ 介護職員初任者研修事業・苦情相談窓口の設置	9
④ 福祉サービスの適切な提供	11
④ 介護保険事業・障害福祉サービス事業、在宅福祉事業（受託）	11
⑤ 災害時などの対応	13
⑤ 災害ボランティアセンター設置運営訓練	13
⑥～⑧ 地域における子育て、高齢者、障害のある人の見守り支援	15
⑥ 高校生修学旅行費の助成事業・災害等見舞金事業、食料等確保のための支援事業	15
⑦ 生活福祉資金貸付事業・社協生活つなぎ資金貸付事業	17
⑧ 配食サービス事業・福祉機器貸出事業	19
⑨ 権利擁護に関する普及啓発、成年後見制度の普及啓発	21
⑨ 福祉サービス利用援助事業・法人後見事業	21

基本目標2

支えあいのまちづくり	23
⑩ 福祉の大切さを学ぶ、地域福祉の担い手の育成	23
⑩ 学校・住民を対象とした福祉講座事業/ボランティア活動協力校助成事業、職場体験・実習生の受入事業	23

⑪	地域ボランティア、NPO 団体の育成・支援・連携	25
	⑪ボランティアセンター事業、	
	小地域交流助成事業・区の行事用保険料助成事業	25
⑫～⑮	協働による福祉のまちづくり	27
	⑫地区福祉委員長会、愛の物資贈呈事業	27
	⑬クリーン有田川運動、健康福祉まつり	29
	⑭ふれあい福祉まつり、福祉関係団体等への支援	31
	⑮有田川町社会福祉大会	33

基本目標 3

	自立を支える環境づくり	35
⑯	健康・介護予防とボランティア活動の推進、生きがいづくり推進	35
	⑯高齢者運動指導事業・フォローアップ事業、生きがい活動支援通所事業地域型	35
⑰	生きがいづくりの推進	37
	⑰ひとり暮らし高齢者の食事会・遠足、リフレッシュ事業	37
⑱	移動手段の確保（外出支援サービスの推進）	39
	⑱買物支援サービス、安諦地区サロン・五郷地区サロン	39
⑲	誰もが参加できる仕組みづくり	41
	⑲福祉用具等リサイクル事業、共同募金啓発事業	41

基本目標 4

	ふれあいの場所づくり	43
⑳	団塊世代の社会参加、サロン活動の充実	43
	⑳老人クラブ事務局の運営、ふれあい・いきいきサロン等活動の推進事業	43

資料

	有田川町地域福祉計画体系図における社協事業の位置づけ	47
	ロジック・モデル	49
	PDCA サイクル	50
	用語解説	50
	社会福祉協議会に関するアンケート結果	51
	策定委員会設置要綱	52
	策定委員会名簿	53
	策定の経過	53
	ボランティア団体・サロニー覧	54・55
	高齢者運動自主グループ一覧	56

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の背景等

社会福祉法人制度見直し論議における地域公益活動の展開、生活困窮者自立支援の推進、改正介護保険法の施行にかかる新たな地域支援事業の展開等、私たちを取り巻く環境は変化しつつあり、地域における支え合い・助け合いの仕組みづくりがますます重要となっています。

今まで社会福祉協議会によせられる相談は、高齢者の介護に関する相談が中心でしたが、最近では生活のしづらさを示す「貧困」に関する相談の占める割合が多くなっています。特に精神障がい者や生活困窮者からの相談は増える一方で、年齢は20歳～95歳と広範囲に及んでいます。

これらの経過・状況を踏まえ、地域で住みづらい方への対応強化を目的に「暮らしを支える・支え合う」ことを活動指針とし、有田川町の地域福祉計画策定期間に準じ地域福祉活動計画を再策定するはこびとなりました。

策定に際し6つの項目に重点をおき、町の地域福祉計画と一体的になるようロジック・モデルを基本ベースとし、展開される事業を「P（計画）－D（実施）－C（評価）－A（見直し）」サイクルに沿って、計画の達成状況の点検及び評価をする仕組みを導入することとしています。

※ロジック・モデル、PDCA サイクルについては、資料に掲載。

2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係と法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、目指すための「理念」や「仕組み」等をつくる計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、地域住民が主体となって、行政、関係機関・団体、社会福祉協議会等と相互に協力して地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

つまり、地域福祉を進める上での町全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

その上で「地域福祉計画」も「地域福祉活動計画」もともに地域住民、行政、関係機関・団体、社会福祉協議会が協働で策定し行うものです。

3. 地域福祉活動計画の必要性

価値観の多様化やコミュニティ意識の変化、核家族や高齢世帯の増加による家庭機能の弱体化により、孤独死や社会的孤立の問題も大きな社会的問題として深刻化しています。このような状況のなかで、従来の公的サービス中心の福祉施策だけでは、地域におけるさまざまな生活問題に対応することが困難な場面も現れてきました。これからの地域福祉の考え方として、各関係機関・団体の協働による地域福祉の創造が求められています。地域住民がコミュニティ意識を高め、住民自ら創り出す地域福祉を実現するために活動計画が必要です。

4. 地域福祉活動計画の基本理念

地域福祉活動計画の基本理念を「みんなが支えあい住み慣れた地域社会で安心して暮らせる福祉のまちづくり」とします。また、官民協働で地域福祉を推進するために「有田川町地域福祉計画」の基本理念を共有し、すべての人々が安心して心豊かに暮らせる地域福祉を実現するよう「官」と「民」とが協働しながら基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

これからの地域福祉には、行政による「公助」と、住民相互の支え合いによる「共助」、問題を抱える人やその団体等による「自助」の三者による協働実践の取り組みが必要不可欠です。

※公助：生存権保障。行政・自治体が責任をもってセーフティネットを構築する。

※共助：公助だけでは対応できない課題に対し自助を支援し、住民が協力し合って解決に取り組む。

※自助：当事者や近隣住民がお互いに協力し、支え合って自分たちの暮らしを豊かにする。

5. 計画の構成

地域福祉活動計画は「基本的な考え方」と「重点項目とアクションプラン」で構成しています。

「基本的な考え方」では、計画策定の基本理念等を定めており、前回策定の活動計画を継承するとともに、「有田川町地域福祉計画」と連動して官民協働で地域福祉を推進するものとしています。

「重点項目とアクションプラン」では、重点項目と有田川町地域福祉計画の各論に掲げられた施策体系に沿った事業について記載し、取り組んでいく内容・目標を定めました。

6. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成33年度までの7年間を計画期間とします。しかし、事業毎に進捗状況に合わせたPDCAサイクルを導入することにより、見直しを行っていくものとしています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
町地域福祉計画	→						
社協地域福祉活動計画	→						

第2章 重点項目とアクションプラン

1. 重点項目

6つの重点項目 ①

総合相談 情報発信 権利擁護

活動指針/ 暮らしを支える・支え合う

当町の概況

有田川町の人口総数は27,460人(平成27年1月現在)で減少傾向にあり、高齢化率は30.3%で、県内の平均よりもやや高くなっています。また、一世帯あたりの人員は減少し、高齢者世帯・ひとり親世帯や、障害者手帳の所持者数や要介護認定者数も増加傾向にあります。

今後に向けての取り組み①

課題は？	目標！	だれが？	何をするの？
社協へ相談しても、他の機関を紹介されることが多い。もっと気軽に相談できる総合相談窓口であってほしい。	身近な場所で、気軽に継続した相談ができる総合相談窓口を目指します。	地域福祉・権利擁護 担当職員	事務所を超えた情報の共有・関係機関との会議へ積極的に参加することで、当町内の地域課題に早く気付くよう努めます。 ⇒P7へ
社協からの情報は伝わりにくい。何を社協がやっているかよく分からない。もっと、情報を分かりやすく伝えてほしい。	住民の方に社協の仕事を「伝える・見てもらう」ことを意識した情報発信を行います。	広報担当職員 地域福祉課職員	広報紙案等を事前に確認する時、住民に「伝える」状態となっているか特に気を配ります。会議等の場で、社協事業のPRを行うよう努めます。 ⇒P5へ
認知症や、障害をもった時に、お金の管理をしてくれる制度があるということだけど、よく分からない。内容を教えてほしい。	住民の誰もが持つ人格権や財産権などが侵害されないよう、権利擁護に関する事業の充実に努めます。	権利擁護・法人後見 担当職員	住民や専門職からの個別相談を通じ、福祉サービス利用援助事業・法人後見事業の普及啓発、利用支援に努めます。 ⇒P21へ

6つの重点項目 ②

移動手段

防災

健康

活動指針/ 暮らしを支える・支え合う

今後に向けての取り組み②

課題は？	目標！	だれが？	何をするの？
<p>年をとり、障害をもつと、当町の特に山間部では住みづらいとの声が多い。買物・通院の移動手段がほしい。</p>	<p>金屋・清水地域の広域で、持続可能な移動手段の仕組みが構築できるよう、当会から関係機関へ発案していきます。</p>	<p>金屋・清水事務所 地域福祉担当職員 地域福祉課職員</p>	<p>現行の事業を通じ、移動手段について検証し、関係機関と検討会を開催していく中で、新たな移動手段の開発を目指します。 ⇒P39 へ</p>
<p>今後、起こりうる自然災害（地震や台風など）に対し、住民が不安を感じているとの声が多い。不安軽減を図りたい。</p>	<p>災害について考えるきっかけを通じ、住民による見守りや支え合い活動が強化されるよう、意図的に介入していきます。</p>	<p>地域福祉・総務課職員 ボランティア係</p>	<p>災害ボランティアセンター設置運営訓練等を通じ、住民どうしのつながりが深まるきっかけの場づくりをします。新規事業にも挑戦します。 ⇒P13 へ</p>
<p>自分や家族の健康に対する意識は高い。運動教室・生きがい活動支援通所事業・介護保険事業等を利用して健康を維持して暮らしたい。</p>	<p>住民一人ひとりが、自分の心身の状態をよく把握し、健康を維持するためのきっかけの場づくりを行っていきます。</p>	<p>地域福祉・総務課職員 介護保険事業担当職員</p>	<p>現行の事業の評価を行っていく中で、問題点の整理・対応の策定、実施を図っていきます。 ⇒P11・35・43 へ</p>



2. アクションプラン

基本目標 1 安心・安全な仕組みづくり

① きめ細かな情報の発信・共有

事業名：広報紙の発行

現状と課題

現在は、広報紙を毎月発行しホームページの随時更新、有線放送等により住民の方々へ情報発信を行っています。内容は主としてイベント・行事の告知・参加者募集、相談日程の案内等です。また、住民からの相談内容は、民生委員・児童委員など関係機関で情報共有を図っていますが、不十分であるため、より一層の情報の共有が課題です。

読みやすく、分かりやすい広報紙の作成を心掛けていますが、まだまだ情報紙としての認知度が低く、ホームページの手入れも不十分な点があり、組織全体として広報力が弱く感じます。

従って、情報発信の媒体を整理し対象者に応じた方法で広報し、内容もより分かりやすく住民が求める情報を提供します。今後、広報の効果の検討を行い、より効率的・効果的に実施していくことが課題です。

■平成 26 年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

○法律相談の日を知りたいけどチラシをなくしたよ。(住民)

○社協が何をしているところなのか、よく分からない。知らないわ。(住民)

○若者は紙面よりホームページを見るほうが分かりやすいよ(20代住民)

○地域にある障害者施設のことをもっと知りたいよ。(住民)

※「みんなの声」は、平成 26 年度に実施した事業を通じ参加者(利用者)・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

広報紙の発行 【担当者の声】

広報紙を各戸配布していますが、実際見ている人は少ないように感じます。イベント記事を掲載し住民へ広く呼びかけを行っても、実際の参加は関係者が多く、広報としての効果が感じられない場合が多々あります。

広報は、単に情報を発信するだけにとどまらず、本会の活動を広く理解していただける手段の一つであると考えます。より充実したものとなるよう取り組んでまいります。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
広報紙の発行	広報紙毎月発行・ホームページ随時更新・有線放送等により住民の方々へ情報発信を行います。	社協の活動のみにとどまらず、地域の福祉資源の情報発信等を行い、地域福祉を推進していくことが必須。

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
広報誌発行 9回 91900部	○	○	○	○	○	○	○	充実

■成果目標

目標	平成27年度	平成29年度	担当課
社協が情報のプラットフォーム化を目指す。	地域の福祉資源の情報発信を行います。	地域の情報が社協に集まる。	○総務課

※主たる担当係には○。



基本目標 1 安心・安全な仕組みづくり

2 福祉サービスの相談窓口の充実

事業名：心配ごと相談・法律相談・公証人相談

現状と課題

総合相談事業は、心配ごと相談、法律相談及び公証人相談を実施しています。心配ごと相談は、吉備・金屋事務所で毎週木曜日、清水事務所は月2回木曜日、午後1時から午後4時まで開設しています。法律相談は毎月各地域で、公証人相談は年2回実施しています。利用者数は地域や時期により変動しますが、1件にかかる時間が増加傾向にあります。また、平日開催のため、働いている方の利用が難しいのが現状です。

現代社会の様々な背景から相談は多種多様で深刻な問題を抱えていることが多く、高い専門性や豊富な経験が必要とされるケースがあります。総合相談窓口として、これらの相談に柔軟な対応ができるよう、職員間での情報の共有や関係機関との連携強化が必要になります。

社協会費を使うなど財源確保とともに、広く住民の方に利用していただけるよう、開催方法を検討していくことが課題です。

■平成26年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

- 弁護士さんにもっとゆっくと相談したい。（法律相談利用者）
- 相談員さんが丁寧に話を聴いてくれたのでスッキリした。（心配ごと相談利用者）
- 平日開催だと仕事があり、法律相談にいけないよ。（住民）
- 心を決めて相談しているのだから、たらいまわしにしないでほしい。（相談者）

※「みんなの声」は、平成26年度に実施した事業を通じ参加者（利用者）・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

心配ごと相談 法律相談・公証人相談 【担当者の声】

心配ごと相談は、特に開催地域・時期により利用者数に変動があり、効率的な運営が難しいです。

法律相談は、受付期間が限られているので、利用しづらいように思います。

また、複数回利用される方への対応について、検討すべきと感じます。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
心配ごと相談	生活上のあらゆる心配ごとの相談に応じ適切な助言並びに援助を行い、住民福祉の向上を図ります。電話相談も行っています。	相談から地域課題の発見につながるため本事業は必須。
法律相談・公証人相談	複雑かつ専門的な福祉ニーズに対応するため、弁護士・公証人による相談を行っています。	深刻かつ複雑な相談が増加しているため本事業は必須。

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
心配ごと相談 延55件	○		○		○		○	継続
法律相談 公証人相談 延102件	○	○	○		○		○	充実

■成果目標

目標	平成27年度	平成29年度	担当課
相談内容を分析し、効率的な運営をする。	毎月、吉備・金屋のいずれかと清水で開催する。	地域課題を相談データから集計し、中間報告する。	○地域福祉課 各事務所
利用者が、より相談しやすい環境をつくる。	年1回ずつ、夜間と休日に法律相談を実施する。	法律相談の回数を増やす。	○地域福祉課 各事務所

※主たる担当係には○。



基本目標 1 安心・安全な仕組みづくり

3 社会福祉に関わる従事者の資質向上と人材確保 苦情を受け止める体制の整備

事業名：介護職員初任者研修事業・苦情相談窓口の設置

現状と課題

介護職員初任者研修事業は、増大かつ多様化する介護ニーズに対応できるよう、介護にかかわる職員の人権意識及び個人情報の保護意識を高めることに勤めています。

現在、地域内で介護職員の人材の確保が難しい状況が続いていますが、研修を希望される方の多くは仕事をもっており、土曜日に研修を行うことで受講者の確保に努めています。また近隣の社会福祉法人と連携し、今後地域から求められる公益活動の最初の取り組みとして、社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に取り組んでいきます。

苦情相談窓口の設置は、事務所長を主担当とした相談窓口の体制をとるとともに、6名の第三者委員を設置しています。

■平成 26 年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

○今年は参加できないが来年は参加したいので是非、実施してほしい。(受講予定者)

○近くで実施してくれて、参加しやすくうれしいです。(受講者)

○家族の介護のため、技術を学びたいと思い、参加しています。(受講者)

○苦情は真摯に受け止め、早い対応をしていると思います。(介護保険利用者)

※「みんなの声」は、平成 26 年度に実施した事業を通じ参加者(利用者)・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

介護職員初任者研修事業 【担当者の声】

高齢化がますます進む本町の現状を考えると、本事業は非常に重要と感じます。近隣の社会福祉法人と連携し地域内で公益活動の最初の事業となるよう、働きかけていきたいと考えています。

苦情解決相談窓口の設置 【担当者の声】

本会の各事務所に介護保険で定められた、相談窓口体制を置くとともに、本会として6名の苦情解決第三者委員を配置しています。苦情が寄せられたら、即、対応できるように、内部の連携を密にしています。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
介護職員初任者研修事業	介護に必要な基本知識と技術を有する人材の育成、確保を目的に、概ね 18 歳から 65 歳までの健康な方を対象として、県内の介護職員初任者研修の指定を受けている事業者に委託して実施しています。	社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業として、今後さらに高まる介護ニーズに対応できる介護人材育成の本事業は必須。
苦情相談窓口の設置	苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高めることや、早急な虐待防止対策が講じられ個人の権利を擁護するとともに、福祉サービスを適切に利用することができるよう支援しています。	契約にもとづきサービスが入っている中で、苦情への早期対応は事業者として必須。

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	見直しの方向
研修事業 2回 延 40 人	○	○	○	○	○	○	○	継続
苦情件数 4 件	○	○	○	○	○	○	○	継続

■成果目標

目標	平成 27 年度	平成 29 年度	担当課
地域の介護職員不足を緩和する。	受講者を延 40 名以上にする。	受講後の就職率が向上する。	○総務課
苦情相談窓口を充実する。	苦情内容について調査・把握する。	苦情対応のマニュアルを更新する。	○総務課

※主たる担当係には○。

基本目標 1 安心・安全な仕組みづくり

4 福祉サービスの適切な提供

事業名：介護保険事業・障害福祉サービス事業・在宅福祉事業(受託)

現状と課題

福祉サービスの必要性は高まっており、過疎地域ではセーフティネットとして介護事業の維持が求められているが、それに見合う介護職員の増員は難しい現状です。

サービスの改善、ケアの質等については、向上を目指して組織的に取り組み、地域福祉活動推進部門と在宅福祉サービス部門の連携をこれまで以上に進めることで、社協全体の事業・活動に活かしていくことが大切です。

しかしながら、介護保険制度改正により平成29年度には介護予防給付の移行が実施され、受託事業が変わっていく可能性があることや、通所介護事業の建物・設備は老朽化の課題を抱えており、対応が急務となっています。

■平成26年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

○社協のヘルパーさんは、よく気がつくし優しいよ。いつもありがとう。(ヘルパー利用者)

○訪問入浴は、自宅でお風呂に入れるので、気持ちいいしありがたいよ。(訪問入浴利用者)

○デイサービスの昼ごはんが、とっても美味しいし、職員さんは優しいよ。(デイ利用者)

○ケアマネさんは、意向を汲んで計画してくれるので頼りがいあるわ。(ケアマネ利用者)

○福祉センターの職員さんに挨拶してもらって毎朝、元気が出てくるよ。(居住利用者)

※「みんなの声」は、平成26年度に実施した事業を通じ参加者(利用者)・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

介護保険事業 障害福祉サービス事業 【担当者の声】

地域福祉の中で個別支援の最たるものとして、なくてはならない事業です。また社協全体の経営面からも収益をあげられる事業として大切な事業です。

在宅福祉事業(受託) 【担当者の声】

利用者の安全を第一にししながら、介護保険・障害福祉サービス事業では対応できない福祉課題に受託事業を通じて対応しています。利用者1人1人の笑顔が、励みになります。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
介護保険事業 障害福祉サービス事業	高齢者や障害者に対し、訪問介護・通所介護・訪問入浴・居宅介護支援、居宅介護・生活介護等事業を実施しています。	事業をきっかけに、地域課題を発見し、行政と協働でその解決策を検討していく本事業は必須。
在宅福祉事業 (受託)	高齢者福祉センターの運営、生活管理指導員派遣生きがい活動支援通所事業施設型、日中一時支援事業、高齢者福祉通院外出事業等を町から受託しています。	

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
介護保険等 事業 延 50460 件	○	○	○	○	○	○	○	拡大
在宅福祉 事業 延 1220 件	○	○	○	○	○	○	○	拡大

(※平成 26 年度における高齢者福祉センターの実績は、実人数 16 名です)

■成果目標

目 標	平成 27 年度	平成 29 年度	担当課
介護・障がい福祉事業が地域福祉の課題発見の役割を担う。	民間事業者が介入できない事案について行政と協働する。	事業で発見した地域課題について、担当課と協議する。	○各事業管理者
持続可能な体制を維持する。	制度の狭間にある対象者を積極的に受け入れる。	制度・事業の見直しを含め関係機関と協議を行う。	○各事業管理者

※主たる担当係には○。

基本目標 1 安心・安全な仕組みづくり

5 災害時などの対応

事業名：災害ボランティアセンター設置運営訓練・災害ボランティア登録(新)

現状と課題

地震や大雨による災害はいつ発生するかわかりません。また災害が発生した場合には自助だけでは生活を守ることができなくなるかもしれません。

そのため、日頃から住民同士のつながりを大切に、子供から高齢者まで見守ることのできる仕組みを地域で作り上げていくことができるよう働きかけるとともに、復興に向けた協力関係を築き上げていく必要があります。

また、災害ボランティア登録制度を発足し、災害が発生する前から地域での減災活動に取り組む人材の育成と、発災時のボランティアセンター運営に協力いただき、復興に向けて安全・迅速に動ける体制を築く事を課題としています。

■平成 26 年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

○災害が発生した時のため、災害ボランティアセンター設置運営訓練は必要だ。(訓練参加の住民)

○台本等つくらず、突然役割を与えるような実際に即した訓練が必要と思う。(訓練参加の住民)

○町災害対策本部との協力による災害ボランティアセンターの設置運営訓練も大切と思う。(訓練参加の住民)

○社協職員の理解がまず必要。また、関係者やボランティアの災害ボラセンに対する理解が大切。(同上)

※「みんなの声」は、平成 26 年度に実施した事業を通じ参加者(利用者)・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

災害ボランティアセンター設置運営訓練 災害ボランティア登録(新) 【担当者の声】

訓練は必要で、よく発災時や復興を中心に考えてしまう傾向にあるが、本来は普段の地域におけるコミュニティづくりが最も大切であり、顔の見える関係づくりを地域で行えるよう働きかけ、自助力共助力を高める事が必要と思います。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
災害ボランティアセンター 設置運営訓練	災害が発生したと仮定し、ボランティアのスムーズな受け入れ、送り出し等を行う訓練を実施します。	災害時のボランティアセンター運営をスムーズにすることで、被災者の通常の暮らしをより早く取り戻すための訓練であり、必須。
災害ボランティア登録(新)	ボランティアセンター事業の1つとして災害ボランティアを募集します。登録いただいた方には、年間数回程度の町内外の研修会を案内し参加いただくとともに、通常時から必要な活動等について協議していただきます。	発災時だけでなく、普段の地域での取り組み等で何が必要か協議し、地域の中心的な人材の育成であり、必須。

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
訓練参加者 約70名	○		○		○		○	拡大
災害ボラン ティア登録 未実施			★○		○			新規

★：この年度より新規事業として開始予定。

■成果目標

目標	平成27年度	平成29年度	担当課
町と一体的な運営訓練を目指す。	訓練の参加者を昨年より増やす。	災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直しを行う。	○地域福祉課 総務課
平常時から災害時のマンパワーを確保する。	事業化に向け、内部協議を開始する。	災害ボランティア登録を事業化する。	○地域福祉課

※主たる担当係には○。

基本目標 1 安心・安全な仕組みづくり

⑥ 地域における子育て、高齢者、障害のある人の見守り支援(1)

事業名：高校生修学旅行費の助成事業・災害等見舞金事業

食糧確保のための支援事業・地域見守り事業(新)

現状と課題

高校生修学旅行費の助成事業については、過去2年間で3名の利用となっています。生活困窮者世帯における若者の支援を考えると、金銭的支援は一定の効果は期待できますが、助成対象者のすべてが利用している事業でなく金銭的支援のみにとどまっていることから、今後、検証・検討が必要です。

災害等見舞金事業は、平成26年度は火災3件、水害1件の計4件、平成25年度は火災4件、捜索1件の計5件に本事業が適用されています。適用者の動向を踏まえ、今後、金銭的支援のみにとどまらない支援を検討していく必要があります。

食糧等確保のための支援事業は、生活が困窮し何も食べる物がない方に対し、他制度活用ができるまでの間、本会で備蓄している米を支給し生活をつないでもらっています。しかし、必要性が増す中で、米の確保が課題となっています。

地域見守り事業は、制度の狭間にある社会的孤立を含む生活困窮者に個別支援を行います。平成26年度実績は延10名。今後も増加が見込まれており、事業化を検討していく必要があります。

■平成26年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

○ただただ感謝です。(高校生修学旅行助成申請者)

○ありがたい一言です。(災害等見舞金申請者)

○急な話やったけど、食べ物ですぐもらえて、助かりました。(食糧支援利用者)

○制度の狭間にある住民には、社協がコーディネーター役を担ってほしいです。(行政担当者)

※「みんなの声」は、平成26年度に実施した事業を通じ参加者(利用者)・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

高校生修学旅行費の助成事業 災害等見舞金事業 【担当者の声】

高校生修学旅行費助成も災害見舞金においても社協が行うべき事業と考えます。前者の対象者が修学旅行費の負担が困難な生徒となっていますが、なぜ、そのような傾向となるのか検証することも大切と考えます。

食糧等確保のための支援事業 地域見守り事業(新) 【担当者の声】

食料等確保の相談は「待たなし」で寄せられることが多く、生活困窮者支援において特に必要と考えます。

また、見守り事業は時代の要請で、社協が取り組む意義は大きい。関わった経過を記録・蓄積し、事業化を目指していきたい。

■事業の概要と地域福祉の根拠 (新)は事業化されていないが、今後、事業化が必要と考えるもの

事業名	内容	地域福祉の根拠
高校生修学旅行費の 助成事業 災害等見舞金事業	経済的な理由によって修学旅行負担金の負担が困難な生徒に対し、一部を助成し参加を助長します。 火災、自然災害により被害や損傷を受けた世帯や共助活動を行った区に対し、見舞金を支給します。	突発的で即効性が必要な事象に対し、社協が介入する意義は大きいと考える。
食糧等確保のための 支援事業 地域見守り事業(新)	低所得世帯等の方が一時的に生活の保全を図るため相談にのり、必要に応じ、米等を現物支給します。 ゴミ屋敷や無縁社会等で制度の狭間にある方の相談にのり、各機関等と連絡調整を行います。	今後、需要が増す生活困窮者支援に、社協が早期介入する意義は大きいと考える。

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
高校生助成 1件 災害見舞金 4件	○		○		○		○	維持
食料確保 不明 地域見守り 10名	○	○	★○		○		○	拡大

★：事業として位置づける重要年度。

■成果目標

目標	平成27年度	平成29年度	担当課
住民が必要な時に必要な支援が受けられる。	過去の適用者について検証する。	必要に応じ、内規変更し時代にあったものとする。	地域福祉課 ○各事務所
制度の狭間で困窮している住民に早期介入ができる。	実績を積みあげ、必要性を検証する。	地域見守り事業が、事業として位置付ける。	○地域福祉課 各事務所

※主たる担当係には○。

基本目標 1 安心・安全な仕組みづくり

7 地域における子育て、高齢者、障害のある人の見守り支援(2)

事業名：生活福祉資金貸付事業・社協生活つなぎ資金貸付事業

現状と課題

生活福祉資金については4年ほど前から相談・支援にかかる延べ件数が増加傾向にあり、障害者用自動車の購入費用や災害を受けたことによる復旧費用、子供の就学費用など年間を通して様々な相談内容となっています。平成24年度及び平成25年度には1件ずつ、平成26年度には4件の新規貸し付けが決定しました。現在貸付中のものには不動産担保型生活資金なども含まれ、貸付件数の増加傾向に加え相談内容が複雑化してきています。また、平成27年度からは生活困窮者自立支援制度の施行に伴う制度改正や相談支援体制の見直しがあり、関係機関との連携がこれまで以上に重要となってきています。

社協生活つなぎ資金についても、他制度等からの借入が困難だった場合が対象となるため、同様に相談内容が複雑化し、必然と緊急を要する相談が多くなります。平成24年度及び平成25年度には1件ずつ、平成26年度には3件の新規貸し付けが決定しました。

今後、時間的な猶予の無い相談への対応や計画性をもった償還指導の実施に向け、相談職員の養成と訪問支援を充実させていく必要があります。

■平成26年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

○いつも気にかけてくれて、ありがとう。(生活福祉資金利用者)

○これで何とかなりそう。(生活つなぎ資金利用者)

○すぐに資金が必要なので、審査会を待っていたら間に合わない。使えない!(生活福祉資金利用者)

○その時、貸付してもらえなかったら今の生活はなかったよ。ありがとう。(生活福祉資金利用者)

※「みんなの声」は、平成26年度に実施した事業を通じ参加者(利用者)・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

生活福祉資金貸付事業 社協生活つなぎ資金貸付事業 【担当者の声】

対応が急がれるケースがほとんど。他の制度や関係機関につなげる必要もあるので、自身のスキルアップが必要。

資金の対応については、生活問題の解決や長期的な視点での支援の継続が必要と感じます。今後どうあるべきか社内検討していきたいと考えます。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
生活福祉資金貸付事業 (県社協委託)	低所得世帯・障がい者世帯・高齢者(65歳以上)の属する世帯等に対し、その世帯の自立を目的とした支援付の貸付事業です。但し他制度優先の事業です。	生活困窮者支援の具体的施策として、当会が実施することは必須。
社協生活つなぎ資金 貸付事業(町社協独自)	低所得者の内、他の資金の借り入れが困難で、資金の貸し付けを行うことにより、一時的な生活保全に役立てる事を目的としています。この資金は善意銀行預託金及び寄付金等を財源に実施しています。	制度の狭間にある生活困窮者に対し、当会が介入する本事業は必須。

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
生活福祉資金 新規 4 件 合計 11 件	○		○		○		○	維持
つなぎ資金 新規 3 件 合計 16 件	○		○		○		○	維持

■成果目標

目 標	平成 27 年度	平成 29 年度	担当課
貸付を通じ、生活の支援を行う。	生活困窮者自立支援制度関係者等との関係強化を図りつつ、緊急避難的な資金の貸し出しを検討する。	償還指導だけにとられない生活を支える介入経過を記録し、傾向を分析する。	○地域福祉課
迅速に対応するよう努める。			○地域福祉課

※主たる担当係には○。

基本目標 1 安心・安全な仕組みづくり

8 地域における子育て、高齢者、障害のある人の見守り支援(3)

事業名：配食サービス事業・福祉機器貸出事業

現状と課題

配食事業は、例えば金屋地域だけみても8年間で利用者が半数になり、配食数も半減していて、この傾向は全町で見られます。特に金屋・清水地域は年度下半期に雪の影響で、子供宅や施設等へ行く利用者が増え実績が伸びない。合併時、弁当はボランティアの皆さんにより各事務所で作っていましたが、設備・衛生面や安定した供給が難しい等の理由から、現在は吉備・金屋地域は吉備事務所で、清水地域は清水事務所で職員が作っています。今後、持続可能なシステムの抜本的な再構築を数年かけて行っていくことが課題です。

福祉機器貸出事業は、地域包括ケアシステムの中で脚光を浴びる事業となっています。事業の普及・啓発は、地域包括支援センターから依頼を受けて、地域ケア会議で行っています。制度のはざまにある方を対象とした事業であることがその理由と考えていますが、「必要時、必要な方に」機器を貸出できるよう地域内の貸与事業所と協議し、貸出規程の見直し等を時代にあったものに変更していくことが課題です。

■平成26年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

○月1回、300円で手作りのお弁当を届けてもらい、食べられてうれしいよ。毎日でもほしいわ（利用者）

○昔、弁当を配るのが大変やったけど、最近、1件に減ってしまっただけで寂しいな。（配食ボランティア）

○ただで借りられて、うれしかったよ。ポータブルトイレや歩行器って貸してくれないのかな。（貸与利用者）

○ベッドを借りたいけど、事務所までよう取りに行かんよ。（貸与利用者）

※「みんなの声」は、平成26年度に実施した事業を通じ参加者（利用者）・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

配食サービス事業 【担当者の声】

金屋・清水地域では配食ボランティアのなり手が少なく、配る側に負担が生じています。利用者によって、回数増を願う声もあります。回数や曜日、時間、食事形態等を選ぶようなシステムに変えていく必要があります。社協だけでなく、業者・店も巻き込んだ事業へ変えていきたい。その財源確保が必要で。

福祉機器貸出事業 【担当者の声】

長期の貸出になっている方からの返却が難しい状況です。原則毎年4月1日に更新としていますが、使用状況等を担当者が把握しきれず、更新方法を見直すべき。また、数に限りがあるので、本当に必要としている方に使っていただきたい。貸出対象者の線引きの差が生じやすい事業となっています。

社協で運搬するなら、軽トラの購入も必要と考えます。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
配食サービス事業	町内在住の一人暮らし高齢者宅へ月1回、配食を行う事業です。最近では、新たに1人暮らしとなっても、配食を必要としない方も増え、新規利用者は伸び悩んでいます。	弁当を配る「きっかけ」を通じ、一人暮らし高齢者の声を聞く本事業は必須。
福祉機器貸出事業	福祉機器貸出事業は、「制度の狭間」にある町民を対象に、当会所有の指定福祉機器を無償で貸与する事業です。	福祉機器の貸与を通じ地域課題の発見・共有を行う本事業は必須。

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
配食事業 延1959人	○		○		○		○	拡大
機器貸出 延244件	○		○		○		○	拡大

■成果目標

目標	平成27年度	平成29年度	担当課
持続可能で、地域資源を巻き込んだ仕組みになる。	配食可能な店・業者をリストアップし、行政も交えた会議を開始・検討していく。	地域の店も活性化し、見守り体制を強化する。	○各事務所 地域福祉課
制度の狭間にある必要な方に福祉機器を届ける。	町内の貸与事業者・行政との会議を開始する。	福祉機器等貸与規程がニーズにあったものか検討する。	○各事務所 地域福祉課

※主たる担当係には○。

基本目標 1 安心・安全な仕組みづくり

9 権利擁護に関する普及啓発、成年後見制度の普及啓発

事業名：福祉サービス利用援助事業・法人後見事業

現状と課題

福祉サービス利用援助事業は、現在県下30市町村社協中3番目の実利用者数となっています。平成26年度の相談件数は平成25年度と比較すると1.5倍と多く、その内およそ半数が新規契約であり増加傾向にあります。新規契約の内訳は約半数が精神障がい者で、その8割が低所得者であることから、時間的猶予の無い対応が求められます。今後は、財政面の問題から専門員の人数の確保が難しく、職員や事業の質を維持していくことが課題です。

法人後見事業は平成26年度より本格始動しています。現在の受任件数は、県内の法人後見制度がある13市町村社協の中で1番多くなっており、今後も増加が予想されます。法人として後見人等の受任に加え、町民が任意後見人となった場合の監督業務を家庭裁判所より受任しています。現在は町長申立につながらない案件に対して、4親等内の親族と連絡調整し、7件の親族申立を無償で行っていますが、これらの手続きは支援にかかる時間が大きく、急増する対象者への対応が追いついていません。本来、予定していた法人後見事業内容は、裁判所から選任依頼のあった案件を受任する事業でしたが、地域内で申立支援の必要性が高まっていることについて行政と十分な協議を行い、必要な場合は権利擁護センター(仮称)を設置するなど、今後申立支援について根拠をもって実施していくことが課題となっています。

■平成26年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

- お金の管理をしてもらえるので安心して暮らせるよ。(利用者)
- (病気のせいで次のような言動に)通帳と印鑑を返して!私のお金やろ、早く返してよ!(利用者)
- お金の管理を社協がしてくれるので、安心して退院させられます(精神科病院・相談員)
- 市民後見人を今後、養成していきたいが・・・(町包括・担当者)

※「みんなの声」は、平成26年度に実施した事業を通じ参加者(利用者)・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。



福祉サービス利用援助事業 法人後見事業 【担当者の声】

サービスの質を担保するためには、県社協・町だけの補助金に頼っているだけでは、今の体制や質の確保を保つことができません。県社協からの委託金は、今後30%減を検討しており、国庫補助金等の補助金受託の検討をすべきです。また、法人後見事業へのシフトチェンジを進めていく時期と考えます。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
福祉サービス 利用援助事業 (県社協委託)	判断能力が不十分な方の金銭管理、福祉サービスの利用援助、書類等の預かりを行い、日常生活の支援を行います。	判断能力が不十分な人が地域で安心して暮らしていくために、金銭管理を行う本事業は必須。
法人後見事業	認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等で意思決定が困難な方に対し、本会が成年後見人、保佐人、補助人となることにより、その方の財産管理、身上監護を行い、権利を擁護する。住民が任意後見人となった際の指導監督を行う。	親族関係の希薄化により、法的に本人の権利を守る必要性に迫られる相談も多く、社協がその一部を担う本事業は必須。

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
福祉サービス 実利用者数 45件	○		★○		○		○	維持
法人後見 受任件数 5件	○	○	★○	○	○	○	○	充実

★：申立支援を含めた普及啓発活動強化を目的に、国庫補助事業受託を町と検討。

■成果目標

目標	平成 27 年度	平成 29 年度	担当課
当会が抱える課題を行政と共有し、施策提言に結びつける。	月 1 回、役場と連絡調整会議を行う。	権利擁護センター（仮称）開設に向け、行政と協議を開始する。	○地域福祉課
成年後見制度に対する住民の理解を高める。	関係者に普及啓発を行う。		○地域福祉課

※主たる担当係には○。

基本目標 2 支えあいのまちづくり

10 福祉の大切さを学ぶ、地域福祉の担い手の育成

事業名：福祉講座事業・ボランティア協力校助成事業

職場体験・実習生の受け入れ事業

現状と課題

福祉講座事業は、福祉教育として地域の小・中学校へ出向き、主に「車いす体験」「高齢者擬似体験」「不自由さ体験」「アイマスク体験」を実施しています。時間が限られていることもあり、体験することが目的になってしまっていることや、プログラムがマンネリ化しているのが現状です。福祉体験＝福祉教育にならないよう目的を学校と社協で共有し、地域をまきこんだ福祉教育の実施が今後の課題です。

実習生として、中学生の職場体験・教職員免許取得のための体験受入のほか、社会福祉士・精神保健福祉士の相談援助実習を過去に受け入れていますが、後者の依頼は減少しています。

■平成 26 年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

○高齢者の人ってこんなに動きにくいんや！（高齢者擬似体験セットを体験した小学生）

○うちのお爺ちゃんへの声掛け、もっと優しくします。（中学生）

○先生になったら、この体験が活かせそうです。（教職員実習生）

○大学を卒業したら、福祉の仕事につく決心ができました。（社会福祉士実習生）

※「みんなの声」は、平成 26 年度に実施した事業を通じ参加者（利用者）・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

学校・住民を対象とした 福祉講座事業 【担当者の声】

年 1 回数時間の学習では、体験だけで終わってしまい中途半端な福祉教育になってしまいます。学校にも協力いただき、体験だけで終わらないプログラムを作成・実施していければと思います。そのためには地域や大人への福祉教育も今後検討していく必要があります。

職場体験・実習生の 受入事業 【担当者の声】

教職員免許取得のための介護体験として実習生を受け入れていますが、目的意識をもって参加して下さる方がいると嬉しく思います。中学生の職場体験も、利用者さんに喜ばれており、今後も続けていければと思います。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
学校・住民を対象とした 福祉講座事業 ボランティア協力校 助成事業	学校・地域等と連携しながら福祉教育に取り組んでいます。また、学校におけるボランティア協力校に対する助成を行っています。	地域の福祉力向上につながる可能性を秘めた本事業は必須。
職場体験 実習生の受入事業	中学生の職場体験・教職員免許取得のための体験・福祉インターンシップに加え、福祉相談の専門職（社会福祉士・介護支援専門員・精神保健福祉士）の実習の受入を行っています。	次世代の人材育成に関わる本事業は必須。

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
福祉講座 12回 ボランティア 協力校 18校	○	○	○	○		○		拡大
体験・実習生 受入7人	○		○		○		○	維持

■成果目標

目 標	平成 27 年度	平成 29 年度	担当課
体験だけで終わらないプログラムを作成し、学校から地域を巻き込んだ講座開催につなげる。	学校に福祉教育意識に関するアンケートをし、分析する。	1年間の福祉教育プログラムを作成し、モデル校を募集する。	○地域福祉課 各事務所担当者
当町で就職したいという未来の人材を育てる。	専門職実習に対応できる担当者を増やす。	専門職の実習依頼を受ける。	○地域福祉課 実習担当者

※主たる担当係には○。

基本目標 2 支えあいのまちづくり

11 地域ボランティア、NPO団体の育成・支援・連携

事業名：ボランティアセンター事業・区の行事用保険料助成事業

小地域交流助成事業

現状と課題

平成26年度ボランティアセンターに登録している、また社会福祉協議会が把握しているボランティア数は延べ人数1,310名(68グループ)、実人数は981名です。平成23年度より年々約10%ずつ減少しており、最大組織であるボランティア連絡協議会の会員数も3年前と比べ実人数で634名と93%、延べ人数では86%に減少しています。ボランティア連絡協議会との連携は深く、協働の実績は多いものの、会員の中で複数のグループを掛け持ちされている方が多く、ボランティア活動者の固定化、高齢化、グループ内での後継者不足などが課題となっています。

現在、NPO団体等とはほとんど関わっていないので、今後は活動分野や活動方法の違いを生かしつつ、NPOや新たな団体と連携・協働していく事が課題です。

地域への助成事業は、社協会費を財源として行っていますが、区長さんや地域の方に知ってもらう機会が少なく、区の保険料助成申請も全大字区の4割程度にとどまっています。

小地域交流事業は、区民の高齢化等で世話役が減少し実施が困難な区と、交流の機会が作れることを喜んでくれる区とがあり、地域全体に平等に助成していける形にすることが課題です。

■平成26年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

○自分も年を取ってボランティアするのが大変になったけど、やれる限り地域に貢献したいと思っている。(住民)

○今の若者は、「ボランティア」は誰かがするものと思ってるんか、時間に余裕がないんか、新しい人が入ってくれんので、だんだんボランティアが減る一方よ。時代が変わったんかな。(ボランティアをしている住民)

○助成とかあるの、知らなかったわ。そんな説明あったか?(区長)

○サロンするのに3万円くれるんで、お年寄りも喜んで寄ってきてくれて、ほんま助かるよ。(サロン代表者)

※「みんなの声」は、平成26年度に実施した事業を通じ参加者(利用者)・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

ボランティアセンター事業 【担当者の声】

ボランティア養成講座の開催により新規を募るのもいいが、多くの団体が抱える共通の問題[高齢化]を解決していく必要があります。

新規のボランティアの勧誘が難しい時代になってきました。ボランティアを志す側と協力を得たい側のニーズ調査が必要です。

区の保険料助成事業 小地域交流助成事業 【担当者の声】

直接区長さんにお会いする機会があまりなく、助成があることをお知らせできないので、お叱りを受けることもあり心苦しく感じます。

高齢の方に申請用紙に書いてもらうのが大変になっていて、振込口座を作る手間もあり、今後代表者の担い手探しが難しくなってきます。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
ボランティアセンター事業	ボランティア活動のコーディネート、研修会や養成講座の開催、ボランティア保険の手続き、ボランティアグループの支援、他団体との連携・協力・交流、サマーボランティア体験を実施します。	次世代の人材育成も含め、住民のボランティア参画の「きっかけづくり」や活動のコーディネートを行う本事業は必須。
区の行事用保険料助成事業	区の地域福祉活動の保険料に対し助成します。	地域福祉活動の保険に対し補助を行う本事業は有効。
小地域交流助成事業	区や年間4回以上継続的に行うサロン実施団体に、地域住民及び高齢者・障がい者・子ども達等の世代間交流のふれあい・支え合いの場づくりに対し助成します。	地域住民同士の世代間交流により「つながり」を強化し、有事に備える本事業は必須。

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
ボランティアセンター事業 延951人	○		○		○		○	拡大
行事用保険 46大字	○		○		○		○	縮小
小地域交流 サロン32件 小地域23件	○		○		○		○	拡大

■成果目標

目標	平成27年度	平成29年度	担当課
ボランティアセンターの力を高め、新たな団体と協働する。	ボランティアを取り巻く環境を調査・分析する。	問題が生じた場合、問題解決のため協力する。	○地域福祉課 総務課
持続可能な事業に変更する。	区への事業の周知徹底に加え、助成金額等内規を見直す。	資金提供以外の支援活動の中で地域課題を再発見する。	○地域福祉課 総務課

※主たる担当係には○。

基本目標 2 支えあいのまちづくり

12 協働による福祉のまちづくり(1)

事業名：地区福祉委員長会・愛の物資贈呈事業

現状と課題

清水地域は、面積が広く家と家の間に距離があり高齢化率が高い為、地区福祉委員が1軒1軒訪問し、社協会費の説明をして理解を深めてもらう必要があります。また、地区福祉委員の制度は、要援護者を地域の人が見つけて援助につなげられること、地域の情報を把握しやすい特徴をもっていることから、災害等緊急時の安否確認に貢献してくれると考えています。今後、地区福祉委員長会を開催し、福祉の向上に少しでもつなげていくことが課題です。

愛の物資贈呈事業は、毎年和歌山保護観察所で行われている「愛の物資贈呈式」に有田川町更生保護女性会が中心となって、地域の方々から寄贈されたみかんを贈呈する事業です。社会福祉協議会では、ミカン箱の準備、当日運搬する作業等を担っています。今後、他機関の協力を含め、どのように実施していくかが課題です。

■平成 26 年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

○地区福祉委員会は行っていくべきだ。(福祉委員)

○社協会費が何に使われているのかよくわからない。(住民)

○自分ができることで協力できてうれしい。(みかん農家の方)

○ありがたいです。物資と共に温かい気持ちを施設に持ち帰りたい。(物資を受け取った職員)

※「みんなの声」は、平成 26 年度に実施した事業を通じ参加者(利用者)・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

地区福祉委員長会 【担当者の声】

地区福祉委員長会は、町民に福祉について興味を持っていただき、社協の役割を理解することにつながっていると思います。しかし、清水地域は過疎化が進み、地区福祉委員になる方が少なく、委員長は区長さんと兼ねていることが多くなっています。

愛の物資贈呈事業 【担当者の声】

町民の温かい気持ちが具体的な事業になったもので、今後も継続していきたい。贈り手の思いを届ける大切な事業と考えます。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
地区福祉委員長会	区単位で福祉について話を頂くために、年1回地区福祉委員長会を行っています。 県内の社協で地区福祉委員制のある社協は30市町村中18市町村となっています。(平成25年度)	町民が福祉について考え、助けあうことは地域福祉推進の一助となっており、本事業は必須。
愛の物資贈呈事業	更生と社会復帰を願う気持ちを込めて、毎年12月に和歌山保護観察所で行われる「愛の物資贈呈式」へ、有田川町更生保護女性会からみかんを贈呈しています。	「ささいな事でも自分ができる事をしたい」という住民の想いがつまった本事業は必須。

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
地区福祉委員長会 23人(出席)	○		○		○		○	維持
愛の物資贈呈 83箱運搬	○		○		○		○	維持

■成果目標

目標	平成27年度	平成29年度	担当課
事業を通じ、地域課題が確認できる。	事務の簡素化・効率化を進める。	聞き取った住民の声を分析し、数値化する。	○清水事務所
関係機関との協力関係がさらに強まる。	作業の現状を分析する。	更生保護女性会と本事業の調整会議を実施する。	○地域福祉課

※主たる担当係には○。

基本目標 2 支えあいのまちづくり

13 協働による福祉のまちづくり（2）

事業名：クリーン有田川運動・健康福祉まつり

現状と課題

クリーン有田川運動は35年続く清掃活動で、ボランティア連絡協議会吉備支部と多くの町民との協働で実施しています。参加者も減少傾向にあり、実施方法等を見直すべき時期になっています。

健康福祉まつりは、地域の方々に実行委員会形式で参加いただき開催しています。祭りを始めた当初の目的が“センターを知ってもらう”ことでしたが、現在は変わってきており、催し物も人が集まりにくいことから、内容等の再検討が必要です。

■平成26年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

○清掃活動に参加することで意識が変わったよ。作業前と後では、川の美しさが違う。ありがたいです。（住民）

○ペットボトルのキャップ集めている事を知らなかったなので、今度から集めて持ってきます。（住民）

○子どもボランティア達がよく働いてくれたよ。（ボランティア連絡協議会関係者）

※「みんなの声」は、平成26年度に実施した事業を通じ参加者（利用者）・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

クリーン有田川運動 【担当者の声】

社協とボランティア連絡協議会と多くの町民との協働で開催しています。ボランティアの参加者は中・高校生や少年野球チーム、一般企業、関係機関などから参加して頂いていますが、年々参加者が減少傾向にあり、今後開催方法や時期等検討していく必要があると思います。

健康福祉まつり 【担当者の声】

子どものボランティアも多く関わってくれているので、ボランティアを考えるきっかけになっていると思います。26年度に行ったエコキャップ収集ボランティアは好評だったので、今後も簡単にできるボランティアを実施していきたいと思っています。当初の目的と変わってきている事、人が集まりにくい事、人気店だけが目的の来客者が多いので、内容等を考え直す必要があるかと思っています。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
クリーン有田川運動	年1回、吉備地域における有田川周辺の清掃活動に子供から高齢者まで幅広い年代の住民が参加する事業です。	各種団体等と協働で清掃活動の機会提供を行うと共に、河川愛護の輪を広げる意味で本事業は必須。
健康福祉まつり	他のイベントと違い、世代間を超えた交流を吉備地域の各種団体が中心となって、地域の「きずな」を再確認する祭りとなっています。	幅広い住民との出会い、協働、交流の場となる本事業は有意義。

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
クリーン有田川運動 500人	○	○	○		○		○	維持
健康福祉まつり 1000人	○	○	○		○		○	維持

■成果目標

目標	平成27年度	平成29年度	担当課
関係団体と協働し、既存の取組みにより多くの住民の参加を促す。	参加者の現状・声を数値化し、分析する。	町の他の清掃活動との一体的実施に向け、町と会議を開始する。	○吉備事務所
吉備地域の地域課題について各団体と共通認識をする。	参加者の現状・声を数値化し、分析する。	現行の実行委員会を活用し、地域課題を話しあう協議体を作る。	○吉備事務所

※主たる担当係には○。

基本目標 2 支えあいのまちづくり

14 協働による福祉のまちづくり（3）

事業名：ふれあい福祉まつり・福祉関係団体等への支援

現状と課題

ふれあい福祉まつりは、デイサービス・ヘルパー・生きがいデイ・運動事業の利用者、身体障がい者、居住施設に住んでいる方・一般町民の方を対象に年1回行われる事業です。財源確保が難しく、少ないスタッフで準備に追われているのが現状です。参加者の方々にとても楽しんでくれているので実施した方がいいとの声はありますが、費用対効果を考えれば、実施方法を再検討していかなければなりません。

福祉団体等への支援について、以前は共同募金配分金等で福祉団体に対して助成を行っていましたが、社協会費を財源として、福祉団体からの申請により該当事業に対して行う形に改正して実施してきました。平成27年度はできるだけ各団体における町補助金と自主財源等で運営いただくということでご理解頂き、実施しないこととしています。しかし、町や本会の財政が厳しい中、各団体も個人情報保護や高齢化等により新規会員の増加も難しいため、今後事業の支援等について本会としてどのように協力していけるのかが課題です。

■平成26年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

○近くにいても会えないので、みんなに会えてうれしいよ。（福祉まつり来客者）

○たのしかったよ。（福祉まつり来客者）

○このお金のおかげで交流事業ができ、会員が早く一つになれて有り難かったよ。（助成該当団体）

○できるだけ各団体で自主運営できるように努力することも大切である。（助成該当団体）

○今後も実施して欲しいです。（助成該当団体）

※「みんなの声」は、平成26年度に福祉団体交流事業負担金実施した事業を通じ参加者（利用者）・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

ふれあい福祉まつり 【担当者の声】

少ないスタッフでまつりの準備に追われます。予算に対する費用対効果が少ないと感じます。年1回の大きな事業にするのではなく、小さい事業で回数を増やす方が良いと思います。

福祉関係団体等への支援 【担当者の声】

福祉関係団体の皆さんは、本会にとってなくてはならない存在です。自主運営を基本としつつも本会として必要な支援をし、また協力もいただける間柄でありたいです。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
ふれあい福祉まつり	年1回ボランティアによる歌や踊り、模擬店を催しています。主にデイサービス利用者、身体の不自由な方、福祉センター居住者と、地域の方々との交流の機会を提供し楽しく過ごしていただく内容としています。	祭りをきっかけに、清水地域の各資源が協働で、対象者の引きこもり予防を行う本事業は必須。
福祉関係団体等への支援	町内の福祉関係団体が主催で実施する事業に対し、申請により負担金拠出をすることにより当該福祉関係団体等の研修・福祉活動・交流等を促進し、地域福祉の向上を図っています。	本会の事業は各福祉団体があればこそ成り立つものも多く、その団体を支援するのは、協働していく上で基本。

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
福祉まつり 参加者 180人	○	○	○		○		○	縮小
福祉関係団体 助成数 8団体	○	○	○	—	—	—	—	休止・変更

■成果目標

目標	平成27年度	平成29年度	担当課
清水地域の地域課題について各団体と共通認識ができる。	参加者の現状・声を数値化し、分析する。	現行の実行委員会を活用し、地域課題を話し合う協議体を作る。	○清水事務所
福祉団体交流事業負担金に変わる団体支援方法を確立する。	昨年度、助成した8団体にヒヤリングを行い、状況を分析する。	事業を変えて、新たな団体支援の方向性が本会内で定まる。	○地域福祉課

※主たる担当係には○。

基本目標 2 支えあいのまちづくり

15 協働による福祉のまちづくり（4）

事業名：有田川町社会福祉大会

現状と課題

社会福祉の発展向上に尽力され、その功績が顕著である方に対し、表彰または感謝の意を表し、その功績とご労苦に報いるとともに社会福祉活動の推進に資することを目的に3年をめぐりに1回開催しています。

介護保険制度が始まって15年が経つ中、介護職員の業務歴が長い方もおられます。一方、本大会では、町内の福祉関係職員の受賞推薦がまだまだあまりなされていない現状があります。ボランティア、福祉関係にかかわりのある者として関係職員の功績を讃えることにより労働意欲と更なる向上心を持続する上で社会福祉大会を開催する意義があります。

■平成26年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

（平成26年度実施なし）

※「みんなの声」は、平成26年度に実施した事業を通じ参加者（利用者）・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

有田川町社会福祉大会 【担当者の声】

介護や福祉関係者・職員の確保が難しい現在、福祉に尽力くださる方に敬意や感謝の気持ちを伝えることは、極めて大切です。小規模でも毎年開催できれば、と思います。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
有田川町社会福祉大会	社会福祉の功績者等に対し、表彰・感謝の意を表し、その功績とご労苦に報いるとともに社会福祉活動の推進に資することを目的として開催する。また住民の福祉に対する理解を深め、住民参加の意欲を高める機会とします。	福祉関係者の功労を表す る本事業は、地域福祉推進にとって基本である。

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
福祉大会 実施なし		○			○			維持

■成果目標

目標	平成 28 年度	平成 31 年度	担当課
大会を通して、住民の福祉に対する理解を深め、自ら福祉活動へ参加する意欲を高める。	開催の主旨を確認する。	開催の頻度・内容等について見直す。	○総務課 地域福祉課

※主たる担当係には○。

基本目標 3 自立を支える環境づくり

16 健康・介護予防とボランティア活動の推進 生きがいづくり推進(1)

事業名：高齢者運動指導事業・フォローアップ事業・生きがい活動支援通所事業

現状と課題

町民の健康に対する意識は高く、運動教室や自主活動グループは年々増加傾向にあります。自主グループは年間4グループ程度増加し、平成26年度3月末現在31グループ登録人数396人(昨年同時期17グループ)となっています。

安定した自主運営が確認できれば、職員による訪問回数を減らし、より自主的な活動へと移行していく必要があります。また運動事業の事を知らない方や興味の無い方も多く、今後事業のPR活動を広げていくことが課題です。

地域により外出の機会が少なく、おしゃべりや買い物など普通の生活が送れていない方に、より社会的な生活を送れる機会と、これからも地域や何より参加者の声に耳を傾け事業を広げていく必要があります。

■平成26年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

○教室も始めてよかった。これからも元気に畑仕事ができる。(運動教室参加者)

○いつまで来られるかわからないけど、90歳までは続けていきたいと思っています。(自主活動グループ参加者)

○送迎があるんで嬉しいよ。送迎が無かったらどこへも行かれへんよ。(生きがいデイ利用者)

○月1回の生きがいデイの日がまちどおしい。今日一日よく笑った、家で一人やったらいっこも笑えへんよ。(同上)

※「みんなの声」は、平成26年度に実施した事業を通じ参加者(利用者)・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

高齢者運動指導事業 フォローアップ事業 【担当者の声】

健康への関心度は高く、運動教室を広く周知していくことが必要です。

自分たちが続けていきやすいようお願いしているのですが、少人数グループは長く続けてくれると思います。大勢のグループは人数が多い分、代表者は大変ですが、みんな楽しく来てくれています。

生きがいデイでも、体操でも参加して下さった方々が気持ちよく過ごせて、また参加したい、と思ってもらえるよう心掛けています。

生きがい活動支援通所事業 【担当者の声】

みなさんが喜んでくれて、とても嬉しく思います。これからも楽しんでもらえるよう怪我等無いようにしていきたいです。

男性の方の参加が少ないので、体操、生きがいともに増やしていく方法を考えていきたいです。また、運動事業から生きがいへと繋がっていただけると嬉しいです。なるべく介護保険への移行を遅らせていきたいと思っています。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
高齢者運動指導事業 フォローアップ事業	町内全域で新規運動教室の開催、自主活動グループの運営補助を行います。	介護保険対象者にならないよう、身体的・精神的機能低下が起きないように、健康なうちから高齢者を支える本事業は必須。
生きがい活動支援通所事業（地域型）	高齢者に社会的文化的生活を提供することで、生きがいを持って日々生活する事を目的としています。	

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
運動指導 フォロー 延 4078 人	○	○	○	○	○		○	拡大
生きがい活 動支援 延 2664 人	○	○	○	○	○		○	拡大

■成果目標

目標	平成 27 年度	平成 29 年度	担当課
自ら運営できるグループが増える。	運動・フォローアップ対象地域を拡大する。	法改正に対応した事業展開を図る。	○地域福祉課 介護保険
自己の生きがいと健康の増進。	参加者の声を収集し、分析する。		○地域福祉課 介護保険

※主たる担当係には○。



基本目標 3 自立を支える環境づくり

17 生きがいつくり推進 (2)

事業名：ひとり暮らし高齢者の食事会・ひとり暮らし高齢者の遠足

リフレッシュ事業

現状と課題

食事会は参加者が総体的には増えていますが、清水地域においては減少傾向にあります。普段話すことがなかった方々が食事会で出会い、その後電話をする仲になった等、仲間づくりのきっかけになっています。人数が多くなると開催場所やスタッフの確保が難しく、今後実施回数等について検討が必要です。

遠足は必要性・重要性はそれほど高くありませんが、楽しみにしている声をよく聞くので、事業廃止とは言いにくいのが現状です。参加費 2,000 円をいただいておりますが、事業費として成り立っていない為、財源の確保が課題となっています。

リフレッシュ事業は、参加者が少ないのが現状です。実施方法や内容の検討について今後の課題となっています。また、事業自体の必要性、他の事業へ移行できないかも含め検討が必要です。

■平成 26 年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

○ひとり暮らしの方がこんなに居るなんて。自分だけではないと思うと頑張れる。(遠足・食事会参加者)

○違う地域の人に会えるから、仲間が増えてうれしい。(遠足・食事会参加者)

○次回はどこに行けるか、今から楽しみや。(遠足参加者)

○参加者が少なくて寂しいけど続けたいね。こんな機会がないと、老々介護では外出機会がないよ。

(リフレッシュ事業参加者)

※「みんなの声」は、平成 26 年度に実施した事業を通じ参加者(利用者)・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

ひとり暮らし高齢者の食事会・遠足 リフレッシュ事業 【担当者の声】

遠足も食事会もみなさんに定着しており、年中行事の一つになっているようで楽しみにしている声をよく聞きます。金屋地域では食事会での「買い物に連れて行って欲しい」の声や、買い物支援サービスの誕生にも繋がり、地域課題を知るきっかけにもなります。しかし送迎や準備・添乗等民生委員の協力なしには開催が難しく、負担軽減を考えなければなりません。また、参加されない方に対して、何らかの対応が必要と思われます。参加したいけど遠出は不安などの声もあり、もっと柔軟に個別に対応できるような事業の検討も必要かと思えます。

リフレッシュ事業については、他の事業と併せて実施できればと思います。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
ひとり暮らし高齢者の食事会	ひとり暮らしの高齢者の方の交流と生きがいを目的に、毎年各地域に分かれて食事会を開催しています。	集団の効果による対象者の社会参加・生きがいづくりの一助となっており、本事業は必須。
ひとり暮らし高齢者の遠足	ひとり暮らしの高齢者の方に、生きがいを持ち元気に生活を送っていただく為に、年に1度交流を兼ねて遠足を実施しています。	
リフレッシュ事業	介護の必要な方を献身的にお世話されている方を対象に心身のリフレッシュ、また介護者同士の交流をかねて年に2回実施しています。	介護者どうしが支え合うピアカウンセリングの効果を狙っているが、効果薄である。

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
食事会 7回/234人	○		○		○		○	維持
遠足 122人	○		○		○		○	維持
リフレッシュ 2回/22人	○	○	○	○				縮小

■成果目標

目標	平成27年度	平成29年度	担当課
普段、来られていない方が来やすい食事会・遠足としていく。	参加された方の声、参加されなかった方の声を情報収集し、分析する。	ひとり暮らし高齢者の内規を見直し、参加者に幅をもたせる。	○各事務所 地域福祉課
参加者が求める事業に内容を変更・実施していく。	年1回開催にし、参加者にアンケートをとり、分析・修正を行う。	31年度以降も実施するか集積結果を分析し、事業の方向を示す。	○地域福祉課

※主たる担当係には○。

基本目標 3 自立を支える環境づくり

18 移動手段の確保（外出支援サービスの推進）

事業名：買い物支援サービス・安諦地区サロン・五郷地区サロン

現状と課題

買い物支援サービスは、平成24年度に県社協の補助金を本会が受け、金屋地域の山間部に住む買物・外出困難者への新たな支援モデルとして誕生しました。しかし、単年度予算であったため、その財源・体制確保が課題となっており、すでにタクシー業者と協働実施を試行中ですが、事業の維持・拡大の声に対応できる仕組みづくりを早急に関係者と構築していく必要性に迫られています。

安諦地区・五郷地区サロンは高齢化率50%以上の広域にわたる清水地域において、住民からの要望を受け、サロンでありながら本会が移送を行うという異例の形で誕生しました。しかし、財源確保が難しい中で現状維持が危ぶまれており、人口比率で少数派である過疎地域の方の暮らす権利を守るという課題が生じています。

■平成26年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

○大きなスーパーで、目当てのものを自分で見て買物ができてエエわ〜。（買い物支援サービス参加者）

○（対象でない地区の人から）そら、山の方の人と比べたら、スーパーは近いし小さい店もあるけど、私らもスーパー行くの大変やし、そんなお買い物に連れてってほしいわ。（買い物支援サービス非該当者）

○（安諦サロンの企画で）買物ツアーで変わった所へ行けて、ええわ（安諦サロン参加者）

○地元の小中学生と交流して、子どもらに会えてよかったよ（五郷サロン参加者）

※「みんなの声」は、平成26年度に実施した事業を通じ参加者（利用者）・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

買い物支援サービス 【担当者の声】

参加者の皆さんからは感謝の声をたくさんいただいており、現行のサービスの質を落とすことなく継続したいです。本事業は、移送サービス・買い物支援・サロン交流をマッチングさせた新たな提案事業です。社協職員が介入するのが参加者には安心のようです。

安諦・五郷地区サロン 【担当者の声】

高齢化に伴う欠席・脱退があり、新規参加者が思うように増えない状況です。予算の関係で2カ月に1回の開催にするか検討中です。参加者は、楽しく参加してくれていますので、来年度もこのサロンを行っていきたいです。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
買い物支援サービス (愛称：ハートサロン)	金屋地域の山間部に住むひとり暮らし高齢者または70歳以上の高齢者世帯を対象に、自宅から商店まで参加者を移送します。毎回、集いの場を設け、生活状況の把握を行っています。	山間部に暮らす高齢者の生活を支え、店へ出かける効果をもたらす生活力向上を図るために、本事業は全国的にも先駆的で必須。
安諦地区サロン 五郷地区サロン	山間部で公共交通機関などの移動手段が不便で、活動するために車で移動するしかない清水地域の安諦地区・五郷地区の広域にわたる2つのサロン事業に対し、参加者の移送や活動の支援を行っています。	限界集落に住む方の生活支援・課題検討を行う上で本事業は必須。

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
買い物支援 延181人	○	○	○	○	○	○	○	拡大
安諦/五郷 サロン 延80/135人	○	○	○		○		○	維持

■成果目標

目標	平成27年度	平成29年度	担当課
持続可能な移動手段の仕組みを山間地域から構築する。	タクシー会社と協働実施する。	住民・行政・タクシー会社・本会が協議を開始する。	○地域福祉課
	参加者に送迎時の負担について理解してもらう。	福祉有償運送について円卓会議を開始する。	○地域福祉課

※主たる担当係には○。



基本目標 3 自立を支える環境づくり

19 誰もが参加できる仕組みづくり

事業名：福祉用具等リサイクル事業・共同募金啓発事業

現状と課題

福祉用具等リサイクル事業では、数年に一度イベント型の「福祉用具市」を開催してきましたが、住民の方の要望に応えるため、平成27年度からは常設型の福祉用具等リサイクル事業（愛称：ゆずり愛事業）を開始して福祉用具の譲渡情報を広報紙やホームページ等で掲載します。「譲りたい方」と「譲ってほしい方」との調整と仲介を行い、タイムリーな情報の発信とミスマッチングの解決が課題であると考えています。

共同募金啓発事業は、本会有田川町共同募金委員会と協力して共同募金運動に取り組んできた活動です。他の寄付金や日赤社資・社協会費協力、ふるさと納税などがあるなか、共同募金に関心を持っていただくよう、時代にあった方法への転換など、成果がみえる啓発活動が求められています。

■平成26年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

○子育て用品が今すぐ必要なのですが、どうにかありませんか。（子育て中の母親）

○社協さんが調整してくれるなら安心です。（住民）

○共同募金って、社協がやってるの。区から赤い羽根募金の依頼があった時、払ってたけど。（住民）

○募金したお金ってどうなるの。よくわからんわ。（住民）

※「みんなの声」は、平成26年度に実施した事業を通じ参加者（利用者）・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

福祉用具等 リサイクル事業

（愛称：ゆずり愛事業）

【担当者の声】

子育て用品などは成長に伴い必要度が変わってくるため、タイムリーに橋渡しができるようになればと思います。需要と供給のバランスをどう住民に啓発し、仕組みとしていくか事業を実施しながら検討していこうと考えています。

共同募金啓発事業

【担当者の声】

共同募金の啓発活動とその成果との関係が見えにくく、効果的な取り組みが難しいです。過去、映画会の開催や輪投げイベントと組み合わせて啓発を行ってきましたが、イベント参加者が関係者や特定の年齢層に偏ってしまう傾向が強く、どの程度の効果をもたらせたか疑問です。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
福祉用具等リサイクル事業 (愛称：ゆずり愛事業)	家庭で使われなくなった福祉用具や子育て用品を有効に使い続けていただき、必要な方に無料で当会が橋渡しを行うことを目的とした事業です。	身近な住民相互の支え合いを育むきっかけとして、福祉用具を媒介にその有効活用と日常生活の利便性向上を図る本事業は必須。
共同募金啓発事業	共同募金は、地域福祉を支える活動に使われており、当会も継続して助成を受けているため、有田川町共同募金委員会と協力して啓発活動を行っています。	当会が「有田川町共同募金委員会」事務局となっており、本事業は必須。 (社会福祉法第112条)

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
福祉用具等 リサイクル 3件	○	○	○		○		○	拡大
共同募金 啓発事業 合計2回	○	○	○		○		○	維持

■成果目標

目標	平成27年度	平成29年度	担当課
気軽に住民が事業に参加できる。	ゆずり愛事業を 広報により、普 及・啓発する。	ゆずり愛事業の 仕組みが確立す る。	○地域福祉課 総務課
	これまでの本事業 内容と参加者 について、分析す る。	町共同募金委員 会と募金に関する 会議をもつ。	○総務課 地域福祉課

※主たる担当係には○。

基本目標 2・4 支えあいのまちづくり・ふれあいの場所づくり

20 団塊世代の社会参加、サロン活動の充実

事業名：老人クラブ事務局の運営

ふれあい・いきいきサロン等活動の推進事業

現状と課題

老人クラブは「健康・友愛・奉仕」を基本方針とし、グラウンドゴルフ大会や美化活動・研修旅行等をとおして会員の親睦を図り、生きがいつくりの場になるよう活動をしています。現在町内に81クラブ・会員数は5,107人となっていますが、クラブ数・会員数ともに減少傾向にあり、新規会員や若手会員の不足、小規模単位クラブの継続等が今後の課題です。

各地域でのボランティアによるサロン活動は、茶話会的なもの、昼食を食べるもの、レクリエーションを外部の方にしてもらうもの等、サロンによって展開方法は様々です。すでにあるサロンについては、レクリエーションのマンネリ化、運営スタッフの高齢化、新規参加者の減少等についての課題が生じており、新規立ち上げのサロンについては、運営方法がよく分からない、どのように立ち上げたらいいか分からない等、不安の声がよく聞かれ、即時対応しています。

■平成 26 年度を振り返っての評価

◆◆◆みんなの声◆◆◆

○グラウンドゴルフや旅行、研修会へ参加したりで忙しいけど楽しいよ。(老人クラブ会員)

○なかなか役の代わり手がいてないし、活動を続けるのが難しいです。(老人クラブ役員)

○もうちょっとゆっくりしたいから、時間をのばしてくれたら嬉しいな。(サロン参加者)

○私も年をとってきたので、役をおろしてほしいが、代わり手がいないよ。(サロン役員)

※「みんなの声」は、平成 26 年度に実施した事業を通じ参加者(利用者)・関係者から寄せられた意見を抜粋し、記載しています。

老人クラブ事務局の 運営事業 【担当者の声】

支部によっては事業の数が多く、事務局の負担が大きいところもあるので、役員さんを中心に役割分担をしていく必要があります。また、会員減少も深刻になってきているため、行政とも何らかの形で協働していければと思います。

ふれあい・いきいきサロン等 活動の推進事業 【担当者の声】

本会の理念「みんなが支えあい住み慣れた地域社会で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を実現するために、より住民に近く、主体も住民であるサロン活動は、今後ますます価値が高くなるものと思います。住民の不安を聞き、対応していけるような事務局でありたいと思います。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
老人クラブ事務局の運営	老人クラブ会員の主体性・自主性を尊重しながら事務局として、老人クラブの運営の支援をしています。事業や会合の具体化、通知や参加者の集約・準備・記録や会計処理等、その業務は多岐に渡っています。	事務局をもつ事で、地域の課題を把握し、地域づくりに役立つ本事業は必須。
ふれあい・いきいきサロン等活動の推進事業	すでに地域にあるサロンの継続を支援し、新規立ち上げの支援を行っています。	互いに支え合い、居場所があることを住民が認識できる本事業は、時代の流れとも合致しており必須。

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
老人クラブ 79クラブ	○	○	○	○	○	○	○	拡大
サロン 32ヶ所	○	○	○	○	○	○	○	拡大

■成果目標

目標	平成 27 年度	平成 29 年度	担当課
老人クラブの未来図を関係者の間で共有する。	行政・社協・老人クラブの三者で協議を開始する。	協議を継続する。	○地域福祉課 各事務所
住民が自主運営できるよう助言指導していく。	助成対象であるサロンの現状を確認・分析する。	内規の見直しを行う。	○各事務所

※主たる担当係には○。

資料

有田川町地域福祉計画体系図における社協事業の位置づけ

基本目標	取り組みの方向	具体的な取り組み	社協活動項目		
まちのめざす姿 思いやり 心広げる やすらぎのまち 有田川	1 安心・安全な仕組みづくり	(1)情報提供の充実	①きめ細かな情報の発信・共有 ②福祉サービスの相談窓口の充実	広報紙の発行 心配ごと相談 法律相談・公証人相談	
		(2)福祉サービスの適切な利用の支援	①社会福祉に関わる従事者の資質向上と人材確保	介護職員初任者研修事業	
			②福祉サービスの適切な提供	介護保険事業 障害福祉サービス事業 在宅福祉事業（受託）	
			③事業者などへの支援の充実		
			④苦情を受け止める体制の整備	苦情相談窓口の設置	
		(3)防災・交通安全・防犯の取り組み	①災害時などの対応	災害ボランティアセンター設置運営訓練	
			②地域での交通安全対策の推進		
			③防犯・悪質商法などへの対策		
		(4)要援護者への見守り活動などの充実	①地域における子育て、高齢者、障害のある人の見守り支援	高校生修学旅行費の助成事業 災害等見舞金事業 食糧等確保のための支援事業 生活福祉資金等貸付事業 社協生活つなぎ資金貸付事業 配食サービス事業 福祉機器貸出事業	
			②民生委員・児童委員活動の充実と支援		
			③権利擁護に関する普及啓発	福祉サービス利用援助事業	
			④成年後見制度の普及啓発	法人後見事業	
		2 支さえあいのまちづくり	(1)あらゆる世代への地域福祉の学習と担い手の育成	①福祉の大切さを学ぶ(住民意識の向上)	学校・住民を対象とした福祉講座事業 / ボランティア活動協力校助成事業
				②地域福祉の担い手の育成	職場体験・実習生の受入事業
			(2)ボランティア、NPOの育成・支援などの充実	①地域ボランティア、NPO団体の育成・支援・連携	ボランティアセンター事業 小地域交流助成事業 区の行事用保険料助成事業
				②ボランティア活動の充実	
(3)団塊世代・高齢者の社会参加	①団塊世代の社会参加		老人クラブ事務局の運営		
	②担い手活動の展開				

	(4)地域福祉に携わる団体との協働	①協働による福祉のまちづくり	地区福祉委員長会 愛の物資贈呈事業 クリーン有田川運動 健康福祉まつり ふれあい福祉まつり 福祉関係団体等への支援 有田川町社会福祉大会	
		②社会福祉協議会との協働		
		③民生委員・児童委員との連携		
3 自立を支える環境づくり	(1)健康を支える取り組み	①医療体制の充実		
		②健康・介護予防とボランティア活動の推進	高齢者運動指導事業 フォローアップ事業	
		③生きがいつくり推進	生きがい活動支援通所事業（地域型） ひとり暮らし高齢者の食事会 ひとり暮らし高齢者の遠足 リフレッシュ事業	
	(2)移動手段、交通手段の確保	①公共交通機関の整備		
		②移動手段の確保(外出支援サービスの推進)	買い物支援サービス 安諦地区サロン 五郷地区サロン	
	(3)誰もが参加できる環境づくり	①利用しやすい安心・安全な公共施設などの整備		
		②誰もが参加できる仕組みづくり	福祉用具等リサイクル事業 共同募金啓発事業	
	(4)思いやる心を育む環境づくり	①人権尊重意識の醸成		
		②福祉教育の推進		
	4 ふれあいの場所づくり	(1)身近な公民館や社会資源などの利用	①ふれあいの場所の確保	
			②未利用施設などの活用	
		(2)地域でつくる交流の場づくり	①地域の手による拠点づくり	
②子どもの居場所づくり				
③世代間交流の場の確保				
④気軽に相談できる場所づくり				
(3)サロン活動の充実		①サロン活動の充実	ふれあい・いきいきサロン等活動の推進事業	
		②高齢者や障害のある人のサロンなどの育成支援		
(4)福祉ふれあいの場づくり		①集い、憩い、学びの交流の場づくり		
		②学校や福祉施設での交流		

(※位置づけが分かりやすいよう、社協活動項目1項目について具体的な取り組みの1ヶ所に整理)

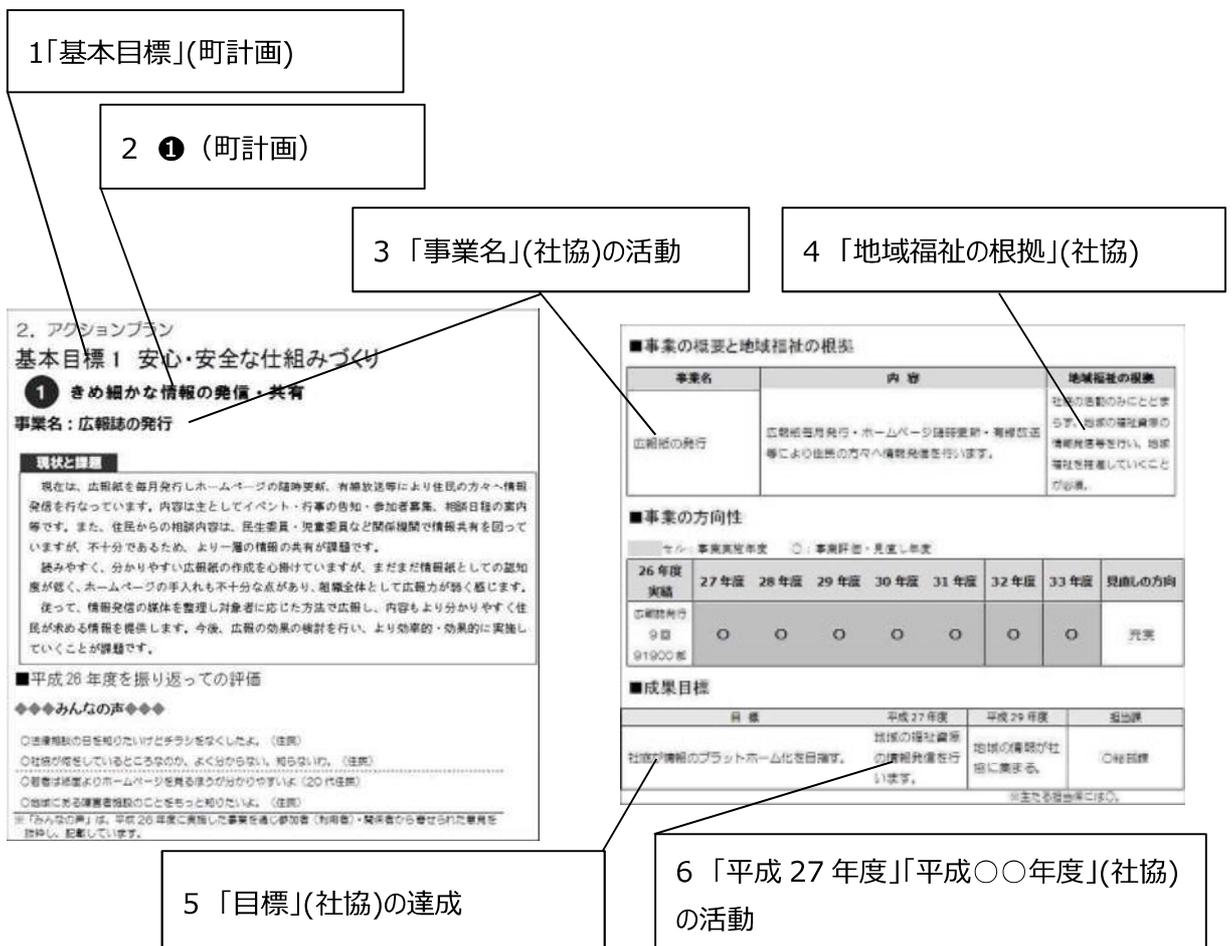
ロジック・モデル

有田川町社協の活動計画は、町の地域福祉計画にのっとり、町のビジョン（基本目標）を達成するために、社協として何ができ、何をなすべきなのか、事業活動を検証するロジック・モデルという手法で作成しています。

活動について評価することで、社協で行っている事業を今後、拡大・縮小していく際の、根拠とすることが可能です。活動計画は私たちが普段、行っている地域福祉の仕事を言語化し、第三者に見せていくことが可能となるツールとして活用できます。

※本活動計画の見方は以下ようになります。

- 1 「基本目標」(町計画) を達成するために・・・
- 2 ① (町計画) が必要であり、そのためには・・・
- 3 「事業名」(社協) の活動が必要となる。なぜ、社協が取り組むか・・・
- 4 「地域福祉の根拠」(社協) があるからである。この根拠を達成するためには・・・
- 5 「目標」(社協) の達成が必要であり、具体的には・・・
- 6 「平成27年度」「平成〇〇年度」(社協) の活動をしていく必要がある。



2. アクションプラン

基本目標1 安心・安全な仕組みづくり

① きめ細かな情報の発信・共有

事業名：広報誌の発行

現状と課題

現在は、広報誌を毎月発行しホームページの随時更新、有線放送等により住民の方へ情報発信を行なっています。内容は主としてイベント・行事の告知・参加者募集、相談日程の実内等です。また、住民からの相談内容は、民生委員・児童委員など関係機関で情報共有を回っていますが、不十分であるため、より一層の情報共有が課題です。

読みやすく、分かりやすい広報誌の作成を心掛けていますが、まだまだ情報誌としての認知度が低く、ホームページの手入れも不十分な点があり、組織全体として広報力が弱く感じます。従って、情報発信の媒体を整理し対象者に応じた方法で広報し、内容もより分かりやすく住民が求める情報を提供します。今後、広報の効果の検討を行い、より効率的・効果的に実施していくことが課題です。

■平成26年度を振り返っての評価

◆◆みんなの声◆◆

○法律相談の日を知りたいけど多分しをなくしたよ。(住民)

○社協がやっているところの気が、よく分からない、知らない。(住民)

○新着は毎週よりホームページを見るほうが分かりやすいよ。(20代住民)

○地域にある講座を参加のことをもっと知りたいたい。(住民)

※「みんなの声」は、平成26年度に実施した事業を通じ参加者(利用者)・関係者から寄せられた意見を整理し、記載しています。

■事業の概要と地域福祉の根拠

事業名	内容	地域福祉の根拠
広報誌の発行	広報誌毎月発行・ホームページ随時更新・有線放送等により住民の方へ情報発信を行っています。	住民の活動のみにとどまらず、地域の福祉委員の情報発信等を行い、地域福祉を推進していくことが目標。

■事業の方向性

セル：事業実施年度 ○：事業評価・見直し年度

26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	見直しの方向
印刷部発行 9冊 91900部	○	○	○	○	○	○	○	充実

■成果目標

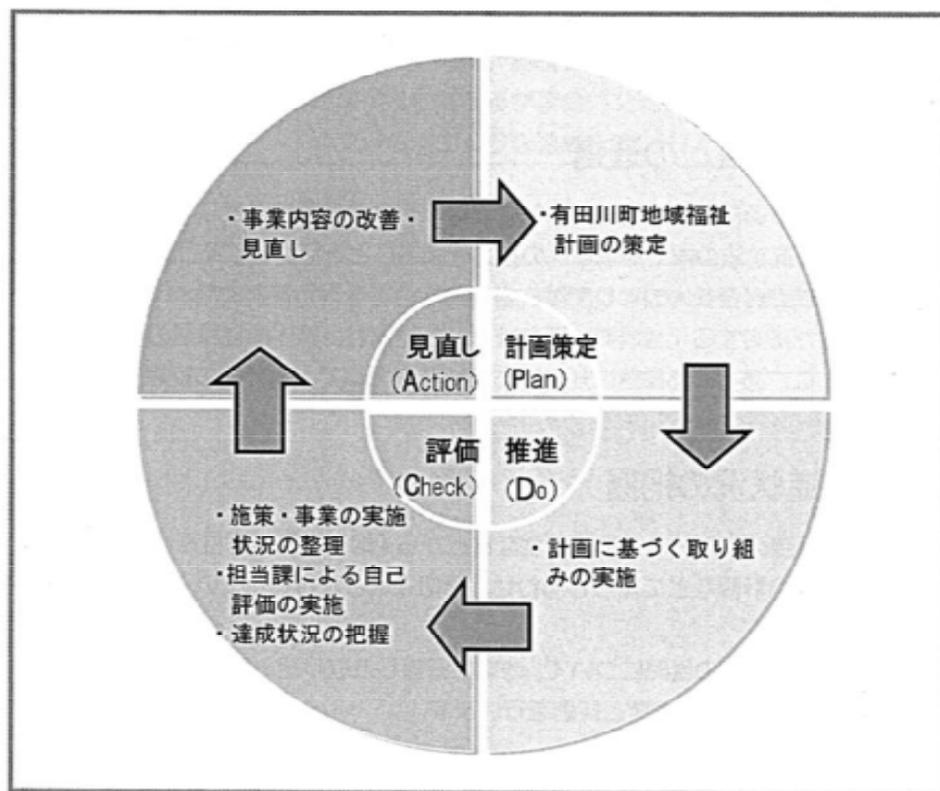
目標	平成27年度	平成29年度	担当課
社会福祉情報プラットフォーム化を目指す。	地域の福祉委員の情報発信を行います。	地域の情報が社協に集まる。	○総務課

※達成率50%以上

PDCA サイクル

各事業を「P（計画）－D（実施）－C（評価）－A（見直し）」サイクルにあてはめ、計画の達成状況の点検及び評価を導入する仕組みを施行することとしています。

■循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）



『有田川町地域福祉計画平成 27 年 3 月 有田川町』P.48 より抜粋

※用語解説

《事業の方向性で使用している用語について》

拡大・充実：重要な事業として前向きにとらえ、特に発展させていきたい事業に対し使用しています。

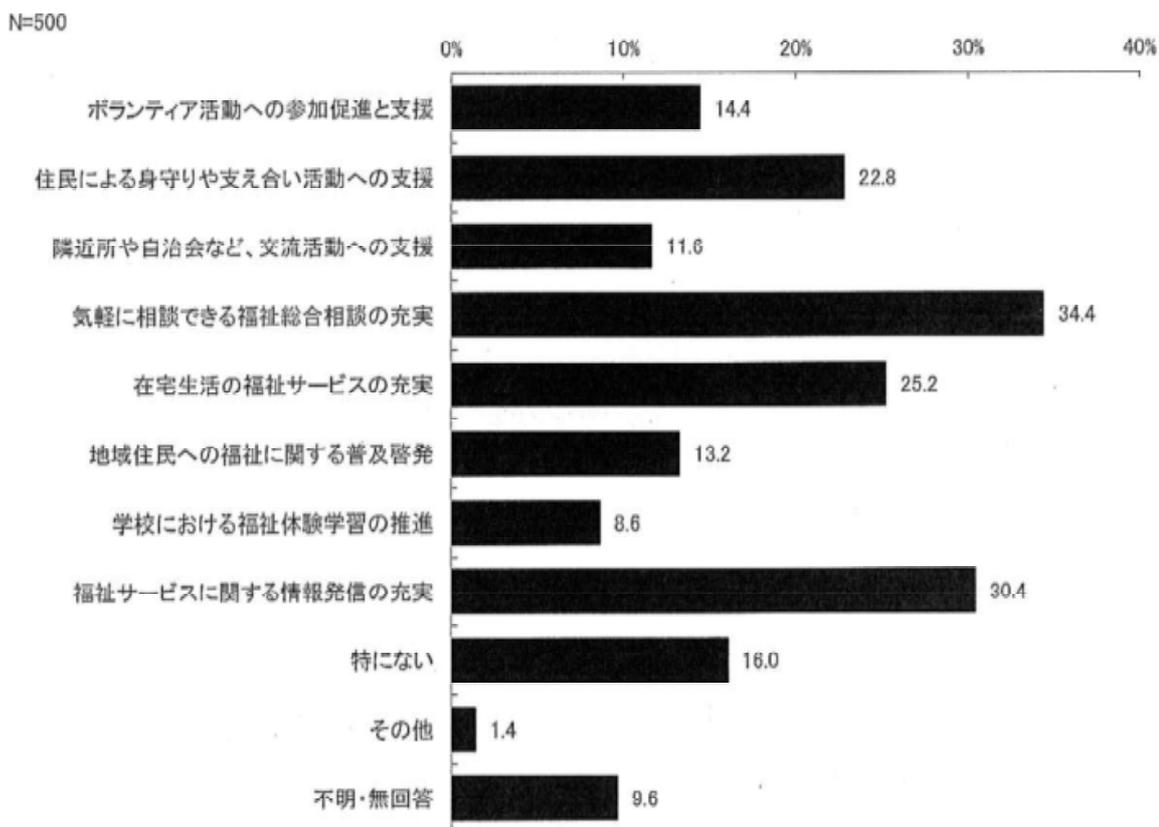
継続・維持：今まで同様に行っていく事業に対し使用しています。

縮小・変更：開始当初と比較して、様々な理由から現行の事業内容が合致せず、変更や縮小を検討する必要がある事業に対して使用しています。

〔調査票／問28〕

(10) 今後、充実してほしい活動・支援(MA)

社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいことについては、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が34.4%と最も高く、次いで「福祉サービスに関する情報発信の充実」が30.4%、「在宅生活の福祉サービスの充実」が25.2%となっています。



問28 その他	件数
サービス対象者の拡大。制度の撤廃	1
活動内容が詳しく分からない。広報を充実して欲しい	1
社会福祉協議会自身の手で地域に住む人々のために働いてもらいたい	1
一度問い合わせてもらいましたが、障害児に対するサービスはなかった。差別です	1

『第2期有田川町地域福祉計画』策定のための住民アンケート

【結果報告書】平成26年12月P. 37より抜粋

(設置)

第 1 条 有田川町地域福祉活動計画(以下「地域福祉活動計画」という。)の策定にあたり、住民等の幅広い意見を聴取し反映させるため、有田川町地域福祉活動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉活動計画の立案及び策定に関すること。
- (2) 地域福祉活動計画の調査研究に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、理事・評議員の中から会長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が終了したときに満了されるものとする。ただし、任期中であっても、委員を受けるべき役職を離れたときは、委員の職を失うものとして、その後任の役職者に対して引き続き委嘱することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議(以下会議という)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 策定委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(細目)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この要綱は、平成 27 年 8 月 25 日から施行する。

有田川町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

	役職	氏名	選出母体	備考
1	委員長	岩倉 伸治	有田川町老人クラブ連合会	理事
2	副委員長	早田 智代	有田川町教育委員会	評議員
3	委員	井上 喜代治	有田川町区長会連合会	理事
4	委員	小林 茂	有田川町ボランティア連絡協議会	理事
5	委員	辻 勇	有田川町行政	理事
6	委員	中山 進	有田川町議会	理事
7	委員	溝端 佳子	有田川町障害児者父母の会	評議員
8	委員	上統 志津子	有田川町民生委員児童委員協議会	評議員
9	委員	木村 浩明	学識経験者	評議員
10	委員	野田 倫代	有田医師会	評議員

計画策定の経過

年月日	会議	内容
平成27年 9月14日	第1回 地域福祉活動計画 策定委員会	1.計画素案の説明 (福祉計画との関係、全体構成、各事業の説明) 2.地域課題・対応策について協議 3.今後のスケジュール
平成27年 9月28日	第2回 地域福祉活動計画 策定委員会	1.計画素案について質疑応答 2.地域課題の検討 3.修正箇所について確認
平成27年 10月21日	第3回 地域福祉活動計画 策定委員会	1.事業の方向性について検討・確認
平成27年 11月2日	第4回 地域福祉活動計画 策定委員会	1.最終確認

ボランティア団体・サロン一覧

団体名	主な活動内容
文化ボランティア	演芸・習字・カラオケ・囲碁等施設に行き披露
施設ボランティア	施設に行き介助等手伝い
配食ボランティア	配食
給食ボランティア	一人暮らし食事会食事作り。健康福祉まつりの喫茶
吉備福祉太鼓	イベント・祭りでの太鼓演奏
全般ボランティア	古切手・書き損じハガキの収集と仕分け
ふれあい訪問ボランティア	訪問での安否確認
園芸ボランティア	花一杯運動
清掃ボランティア	清掃活動
たんぽぽ	地域での朗読
お話サークルたまてばこ	手作り紙芝居・朗読・オカリナ演奏
サロンボランティア	福祉センター内でのふれあいサロン
絵手紙	季節の絵手紙作り
ハッピーベル	ハンドベル演奏
給食サービス・配食 ボランティア	配食、友愛訪問
文化サークル	舞踊・手芸・押し花・絵手紙・茶道・生け花等
車いすダンスサークル・幸	車いすダンス
おはなしサークルつくしんぼ	おはなし会、イベント司会
ささゆりサービス	毎週火曜日の「生きがいデイサービス」昼食時のお味噌汁づくり
喫茶コスモス	町内老人施設でサロンの開催
外出支援ボランティア	町内老人施設入所者の買い物などの外出を支援
赤十字奉仕団ビューティーケア	ハンドマッサージにより心をやわらげ触れ合うことで交流を深める
スマイリー・マウス	障害児者・高齢者対象のパソコンサロンを開催し交流を広げる
ぽっかぽかサポーター	子育てサロン
点字サークル・点心班	絵本や文章の点訳・点字名刺の作成、出張講座の開催
あしながおばさん	手作り品などをバザーで販売し、収益金で様々なボランティア活動
ひまわり会（吉原区）	吉原区で「ひまわり喫茶」の開催や三世代交流事業などの開催
サロン・カーナちゃん（金屋区）	金屋区のサロン
サロン・いこら（下六川区）	下六川区のサロン
なかのなかよしサロン	中野区のサロン
糸野みちくさサロン	糸野区のサロン
小川サロンまったい	小川区のサロン
吉田 YY サロン	吉田区のサロン
中井原コミュニティサロン	中井原区のサロン
いちばサロン	市場区のサロン

長谷川サロンおもてなし	長谷川区のサロン
さくら	社協行事（主にふれあい福祉まつり）の手伝い
どんぐり	上地区配食、友愛訪問
杉の子	下地区配食、友愛訪問
せせらぎ	朗読、声のテープ貸し出し
ふれあい	ふれあい喫茶
ひまわり	季節のお便り
ひばり	ひとり暮らし老人の食事会開催時の食事作り
すみれ会	町内花いっぱい運動
城山友遊会	地域の清掃、イベント、趣味活動
つばめ	収集活動
楽々会	芸能、施設訪問
ひだまり	子育てサロン
おしゃべりサロン	粟生地域のふれあいサロン
二川いきいきサロン ボランティア会	二川地域のふれあいサロン
杉野原ふれあい いきいきサロン	杉野原地域のサロン
ほほえみサロン	日物川地域のサロン
三田いきいきサロン	三田地域のサロン
なごやかサロン	清水地域のサロン
境川サロン	境川地域のサロン
大蔵おしゃべりサロン	大蔵地域のサロン
庄一「ほほえみサロン」	地域いきいきサロン
庄二「さくらサロン」	地域いきいきサロン
賢サロン	地域おしゃべりサロン
長田「さくらんぼサロン」	地域ふれあいサロン
船坂区「ふなさかサロン」	地域ふれあいサロン
子どもサポーター	子供たちの登下校時に道路沿いに立ち、安全確保を行うと共に自動車でパトロールを実施する
地域見守り協力員 ボランティア	行政や地域の民生委員等と連携・協力して、高齢者等の見守りや声掛けをする
図書館サポーター	蔵書の配架・整理、移動図書、読書推進のための本の読み聞かせ
ささゆり会	大正琴の演奏に施設等に訪問する
わかやま子ども セーフティガード	通学路に立って、子どもたちの見守り活動を実施する
川口花空会	お茶を飲みながら談笑、ゲーム、手芸をし、互いの親睦を深めあう
粟生やよい会	施設訪問

高齢者運動自主グループ一覧

グループ名		
いこら塾	健康 up いのくち	沼区
吉田区 吉寿会	徳田区	楠本地区
川口区 にこにこ会	庄二区 さくら	押手いきいき百歳体操
金屋区 金笑クラブ	さくらんぼ	庄一カーネーション
中野区	なぎの里	下湯川
糸川区	ひまわり	糸野
北地区	北筋コスモスクラブ	小原
伏羊区	垣倉にこにこクラブ	西ヶ峯上
生石地区	いきいき塾	宇井苔いきいき百歳体操
憩の家	さつき会	西ヶ峯下いきいき百歳体操
健康！花咲クラブ	なかよし会	沼田いきいき百歳体操
庄二区	ほどほど健康クラブ	熊井いきいき百歳体操
賢区	境川友の会	

有田川町地域福祉活動計画

発行年月：平成 27 年 12 月

発 行：社会福祉法人有田川町社会福祉協議会

編 集：有田川町社会福祉協議会 地域福祉課

〒643-0152 和歌山県有田郡有田川町大字金屋 7 番地

TEL：0737-32-5755

FAX：0737-32-5560

URL：<http://www.aridagawa-shakyo.or.jp/>

